

児童福祉法改正案の概要

I 障害児施設の見直し

- (1) 障害種別等で分かれている現行の障害児施設について、入所・通所別に一元化するとともに、「医療型」と「福祉型」に再編。

入所：医療型障害児入所施設 または 福祉型障害児入所施設

通所：医療型児童発達支援センター または 福祉型児童発達支援センター

II 障害児の通所による支援の見直し

1 障害児通所支援の定義

(1) 児童発達支援	児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与すること
(2) 医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行うこと
(3) 放課後等デイサービス	就学している障害児につき、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること
(4) 保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること

2 障害児通所給付費等の給付

- (1) 障害児通所給付費の給付の決定は、市町村が実施
- (2) 利用者負担は、1割または保護者の家計の負担能力等を斟酌して政令で定める額
- (3) 指定障害児通所支援事業者の指定は、都道府県が行う。
- (4) 指定障害児通所支援事業者等から医療型児童発達支援のうち治療にかかるものを受けた時は、市町村が「肢体不自由児通所医療費」を支給

III 障害児の入所による支援の見直し

- (1) 障害児入所給付費の給付の決定は、都道府県が実施
- (2) 利用者負担は、1割または保護者の家計の負担能力等を斟酌して政令で定める額

(3) 在所期間の延長

ア 入所者が満18歳に達した後においても、その福祉を損なう恐れがあると認められるときは、20歳に達するまで、継続して入所することができる。

イ 18歳以上の入所者については、障害者自立支援法のサービスで対応（申し出があった場合には、現に利用しているサービスに相当する障害者自立支援法のサービスに係る支給決定を行う。）

IV 障害児相談支援事業の創設

(1) 障害児支援利用援助

障害児通所支援給付費等の申請に係る障害児の心身の状況等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた「障害児支援利用計画」を作成

(2) 障害児支援利用援助

障害児支援利用計画を一定期間ごとに検証し、見直しを行う。

(3) 障害児相談支援給付費の支給及び指定障害児相談支援事業の指定は、市町村が実施

V 障害児の定義等

「精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む）」を加える。

VI 施行期日

平成24年4月1日